

令和2年12月1日

事業者等の皆様へ

北海道開発局

令和2年度 国家公務員倫理月間の実施について

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度に引き続き、今年度も12月の1ヶ月間は「国家公務員倫理月間」（主唱：国家公務員倫理審査会）とされ、当局におきましても、本期間において各種啓発活動を集中的に行うこととしております。

公務員倫理の保持を図るためには、職員のみならず事業者等の皆様の御協力が是非とも必要です。これを機会に、改めて皆様に倫理法・倫理規程の遵守への御協力を御願い申し上げます。

当局では一昨年、元職員が在職中の行為により収賄罪で有罪判決を受けるなどの事案が発生しております。このような事態を重く受け止め、組織をあげて再発防止とコンプライアンスの徹底に取り組んでおりますが、万一、当局職員から不当と思われる働きかけを受けた場合は断固として拒否していただき、その上で速やかに当局の通報窓口まで情報提供していただきますようお願いいたします。

また、倫理保持に関するリーフレット等を同封致しましたので、職員の皆様へ周知いたしますようお願いいたします。会員企業を有する団体におかれましては、各企業への周知をお願いするとともに、その際は、役員のみにとどまることなく企業内各職員まで周知されるようお願いいたします。

- 「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ～倫理の保持に御協力下さい。～」
- 「外部の者からの不当な働きかけ防止に係る報告・公表制度」
- 「談合情報等の通報制度について」

※ 資料は、北海道開発局ホームページ（「国家公務員倫理月間」のお知らせ）に電子媒体を掲載していますので、周知の際にご活用ください。

URL：<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ks/kansatu/u23dsn0000000fmr.html>

<お問い合わせ先>

北海道開発局 入札契約監察官（山田）

監察官（大屋）

入札契約監察専門官（多積）

監察専門官（種市）

住 所 060-8511 札幌市北区北8条西2丁目・札幌第1合同庁舎 8階

電 話 011-709-2311（代表）

内線 5697（山田）、5687（大屋）、5699（多積）、5693（種市）

FAX 011-727-8650

🔍 国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ 🔍 ～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

❌ 金銭や物品の贈与

❌ たとえ祝儀や香典という名目であっても違反

🔍 国家公務員本人との関係でない場合（例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど）はOK

❌ 酒食等のもてなし(接待)

🔍 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK

🔍 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK

🔍 割り勘で飲食を共にする場合は OK

※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

❌ 車での送迎など、無償でのサービスの提供

🔍 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車（社用車など）により送迎する場合は OK

❌ 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

❌ 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

❌ 金銭の貸付け

🔍 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK

❌ 未公開株式の譲渡

❌ 有償であっても無償であっても違反

❌ 無償での物品や不動産の貸付け

🔍 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！



あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ✓ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ✓ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ✓ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ✓ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ✓ 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

※ 郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

談合情報等の通報制度について

北海道開発局では、当局発注の工事等の入札・契約に関する談合情報及び当局職員の非違行為に関する情報をお寄せいただくため、「談合情報等通報窓口」を設置しています。
これらの情報を知ったときには、次の通報窓口へご一報願います。

通報窓口

北海道開発局本局 入札契約監察官、監察官
各 開 発 建 設 部 総務課長、広報官

* 通報窓口の電話番号等は別表のとおりです

ご提供いただく情報

談合情報

- ・ 北海道開発局が発注する工事、建設コンサルタント等業務、役務、物品等の入札・契約に関する談合情報

職員の非違行為に関する情報

- ・ 北海道開発局職員の国家公務員法、国家公務員倫理法、その他服務又は倫理に関する関係法令等に抵触する行為に関する情報
- ・ 北海道開発局職員から元請負者に対する下請負者の選定や特定の資材の使用など、不当と思われる働きかけの情報

通報の方法

談合情報又は職員の非違行為に関する情報は、上記通報窓口へ口頭（面談又は電話）又は文書（郵便、ファクシミリ等）でお寄せください。
また、北海道開発局及び各開発建設部のホームページに専用メールボックス（「談合情報等通報窓口」）を設置していますので、電子メールで通報していただくこともできます。
いずれの場合も匿名による通報も可能です。

北海道開発局及び各開発建設部の通報窓口

名 称	住 所		郵便番号	ホームページアドレス
	窓口担当者	電 話 番 号		F A X 番号
北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目		〒060-8511	http://www.hkd.mlit.go.jp/
	入札契約監察官	011-709-3004		011-727-8650
	監 察 官	011-709-2455		
札幌開発建設部	札幌市中央区北2条西19丁目		〒060-8506	http://www.hkd.mlit.go.jp/sp/
	総 務 課 長	011-611-0192		011-631-6018
	広 報 官	011-611-0279		
函館開発建設部	函館市大川町1番27号		〒040-8501	http://www.hkd.mlit.go.jp/hk/
	総 務 課 長	0138-42-7505		0138-40-3619
	広 報 官	0138-42-7702		
小樽開発建設部	小樽市潮見台1丁目15番5号		〒047-8555	http://www.hkd.mlit.go.jp/ot/
	総 務 課 長	0134-23-5136		0134-23-5248
	広 報 官	0134-23-9910		0134-23-9901
旭川開発建設部	旭川市宮前1条3丁目3番15号		〒078-8513	http://www.hkd.mlit.go.jp/as/
	総 務 課 長	0166-32-2172		0166-32-2179
	広 報 官	0166-32-3097		
室蘭開発建設部	室蘭市入江町1番地14		〒051-8524	http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/
	総 務 課 長	0143-25-7016		0143-22-1264
	広 報 官	0143-25-7051		
釧路開発建設部	釧路市幸町10丁目3番地		〒085-8551	http://www.hkd.mlit.go.jp/ks/
	総 務 課 長	0154-24-7076		0154-24-7100
	広 報 官	0154-24-7354		
帯広開発建設部	帯広市西5条南8丁目		〒080-8585	http://www.hkd.mlit.go.jp/ob/
	総 務 課 長	0155-24-2901		0155-24-4861
	広 報 官	0155-24-3193		
網走開発建設部	網走市新町2丁目6番1号		〒093-8544	http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/
	総 務 課 長	0152-44-6172		0152-45-3273
	広 報 官	0152-44-6793		
留萌開発建設部	留萌市寿町1丁目68番地		〒077-8501	http://www.hkd.mlit.go.jp/rm/
	総 務 課 長	0164-42-2316		0164-43-6308
	広 報 官	0164-42-2393		
稚内開発建設部	稚内市末広5丁目6番1号		〒097-8527	http://www.hkd.mlit.go.jp/wk/
	総 務 課 長	0162-33-1006		0162-33-1040
	広 報 官	0162-33-1015		

外部の者からの不当な働きかけ防止に係る報告・公表制度

北海道開発局では、入札契約の公平・公正性、透明性を確保するため、外部の者（北海道開発局職員以外の者）から当局職員に対して次に掲げるような「不当な働きかけ」が行われた場合には、当局職員から北海道開発局長にその内容を報告し、そのことを公表することとしています。

「不当な働きかけ」が行われた場合には、事業者等においては、独占禁止法違反や刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪）に問われる場合があります。また、同様に、当局職員においても、入札談合等関与行為防止法違反や刑法違反に問われる場合があります。

事業者等の皆様におかれましては、打合せ等により当局職員と接触する際には、周囲から誤解や疑惑を招かないよう留意していただきますよう、お願い申し上げます。

（社員の皆様へ本内容の周知をお願い致します。）

不当な働きかけとは

事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

（例）特定の事業者等が入札に参加できるよう分割発注や予定価格の引き下げ等を要求したり、競争参加資格要件の内容について便宜を図るよう求める行為

事業者等の受注又は非受注に関する要求行為

（例）特定の事業者等と契約するよう、発注担当職員に強要する行為
（例）特定の事業者等と契約できるよう、分割発注等を求める行為

公共工事等の発注見通しに関する情報であって公表前のものについての情報漏えい要求行為

（例）公表前の工事等の発注見通しに関する情報を教示するよう求める行為

予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格又は設計金額に関する情報であって非公開若しくは公表前のものについての情報漏えい要求行為

- (例) 予定価格や設計金額等を教示するよう求める行為、教示の口利きを求める行為

入札参加業者に関する情報であって非公開又は公表前のものについての情報漏えい要求行為

- (例) 競争参加業者名を公表前に教示するよう求める行為
- (例) 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう求める行為
- (例) 競争参加業者数やJVの構成員について教示するよう求める行為

特定の事業者等への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある要求行為

- (例) 特定の事業者等に対して、秘密とされている情報や資料を漏えいするよう求める行為
- (例) 入札に先立って提出される技術提案書等の資料に関し、提出前に意見、確認又は受領等を求める行為
- (例) 特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう求める行為
- (例) 下請負業者の選定や資材調達等に係る業者選定に関し、元請負業者に対する働きかけを求める行為
- (例) 設計変更協議において、不当な便宜を図ることを求める行為

談合につながるおそれのある要求行為

- (例) 事業者等に入札談合を唆すよう求める行為
- (例) あらかじめ受注者を指名するよう求めたり、受注を希望する事業者等名を教示・示唆するよう求める行為
- (例) 特定の事業者等に対して、入札契約に関する秘密情報（発注見通し、予定価格、設計金額、競争参加業者名・業者数等）を教示・示唆するよう求める行為
- (例) 事業者等の作成した割付表について、承認、確認、意見等を求める行為
- (例) 特定の事業者等を指名業者に加えるよう求める行為

その他

- (例) 監督、検査等において、不当な便宜を図ること（工事の不備について検査での手加減や、工事成績の評定に関して有利な取り計らいをするなど）を求める行為
- (例) 発注事務に関して、利害関係者が、国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程に違反する行為を求める行為
- (例) 発注事務に係る関係法令等に違反する行為を求める行為